

「元始祭」並びに「紀元節祭」創始の思想的源流と二祭処遇の変遷について

大岡 弘

一・はじめに

明治四十一年九月十八日、「皇室祭祀令」が同年初の皇室令第一号として裁可され、公布された（官報 九月十九日）。その第九条には、「皇位」と深い係りを有する「元始祭 一月三日」と「紀元節祭 二月十一日」の二祭が、他の十一種の祭典とともに「大祭」と規定されていた。⁽¹⁾他の祭典とは、①長き伝統を有する「神嘗祭」と「新嘗祭」、②合同祭としての春分日、秋分日を除けば、崩御日に斎行される孝敬追遠の皇霊祭祀たる「春季皇霊祭」、「神武天皇祭」、「秋季皇霊祭」、「先帝祭」、「先帝以前三代ノ式年祭」、「先后ノ式年祭」、「皇妣タル皇后ノ式年祭」、③神恩報賽の神祇祭祀たる「春季神殿祭」、「秋季神殿祭」の十一種の祭典である。これら計十三種の皇室祭祀「大祭」のうち、神嘗祭、新嘗祭の二祭以外は、全て、明治維新以後の創定に

係るものであるとされている。⁽²⁾しかし、明治初期に創始された諸祭典にも、それぞれそれらの思想的源流とも呼ぶべき歴史の流れが、明治維新の以前に長きにわたり存するものである。本稿では、「皇位の尊厳」に深く係る明治新定の重要な祭典、「元始祭」と「紀元節祭」の二祭に絞って、二祭創始の思想的源流の一端を垣間見るとともに、皇室祭祀、神宮祭祀、神社祭祀のそれぞれの分野において、維新以降今日までそれらの二祭がいかなる処遇を受けてきたかを、祭典の格式の変遷という視点から通観・回顧する。以って、今日における課題の把握を試みたい。

二・皇室祭祀「元始祭」の創始

明治天皇は、明治四年十一月十七日、東京城（皇居）で大嘗祭を斎行遊ばされた。その八ヵ月前の明治四年三月に神祇官が上申した大嘗祭執行の要旨文には、次の表現が用

いられていた。⁽³⁾

大嘗ノ權輿天孫瓊杵尊即位高千穗宮天降元年二起ル
爾來歷朝即位元年ヨリ始メ毎歲新穀ヲ以テ新嘗ノ儀アリ

また、同年十一月に神祇省が臣民一般に示した告諭書にも、同趣旨の文言が見られる。⁽⁴⁾

大嘗會之儀ハ天孫瓊杵尊降臨ノ時天祖天照大御神詔
シテ豐葦原瑞穗國ハ吾御子ノ所知國ト封シ玉ヒ乃チ齋
庭ノ穗ヲ授ケ玉ヒシヨリ天孫日向高千穗宮ニ天降マシ
マシ始テ其稻種ヲ播シテ新穀ヲ聞食ス是レ大嘗新嘗ノ
起原也是ヨリ御歷代年々ノ新嘗祭アリ

これらにより、「国家第一ノ重事」たる大嘗祭斎行の意義づけにおいても、神祇官―神祇省の官員達は瓊瓊杵尊の天孫降臨をいかに重視していたかが分かる。この明治四年三月の段階では、「瓊瓊杵尊即位（中略）元年」という注目すべき表現が用いられていた。この表現は、大國隆正の『馭戎問答』に「第一革運」の説明として同一の表現が用いられていることから、隆正の思想の影響であると考えられる。維新时期に皇室祭祀の確立に重要な役割を果たした福羽美静は、大國隆正の門下である。

神祇省は、明治四年の十月以前に、正月三日行幸の祭典等に関する以下の「神祇省伺」を、太政官正院へ上申して

いた。⁽⁶⁾ この伺は、同年十月二十九日に聴許された。

正月三日 行幸ノ祭典自今更ニ元始祭ト稱シ 天孫降臨天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀ル事義ニ於テ然シ即 皇祖瓊々杵尊ヲ始メ 御歷代皇靈ヲ奉祀ス可シ 神武天皇遥拜儀今年既ニ權輿アリ 皇太神宮御拜式又既ニ起ル右元始祭ト併テ三祭海内普ク遵行セシメ乃 天祖ノ德澤ヲ崇奉シ 天孫開國ノ本始ヲ祝シ 神武ノ創業ヲ追尊ス此三祭國家ノ大典ニシテ 人主ノ以テ天職ヲ始メ玉フ所億兆一民モ忽諸ス可カラサルノ國律タル可シ同日、「四時祭典定則」が制定された。⁽⁷⁾ その定則の中で祭典は大祭、中祭、小祭の三種に分類されたが、以下の五祭は、「天皇親祭」、「皇后御拜」と特別に位置づけられて、最上位の「大祭」中の、最高位の祭典と定められた。すなわち、この五祭の一つである皇室祭祀「元始祭」は、創始当初から「最高の大祭の一つ」と扱われていたのである。

元始祭 正月二日祭
皇廟祭之

皇太神宮遥拜 九月十七
日同上

神武天皇祭 三月十一
日同上

孝明天皇祭 十二月二十
日同上

新嘗祭 十一月卯日
於神嘉殿代

ここに「皇廟」とあるのは、賢所と皇靈のことで、御歷代の皇靈は、この時、賢所の内陣に奉祀されていた。

「元始祭」創始の趣旨は、前述の「神祇省伺」にある通り、天孫降臨天日嗣の本始、すなわち、天皇の御位の太元

（遠源）を年々歳首に偲ばれて、祖宗神祇を祭られる所にある。具体的には、以下に示す皇祖・天照大神の神勅⁽⁸⁾を奉じて、皇孫・瓊瓊杵尊がこの国土に降臨され、皇位の大元を確立なされた神話的事実に基づいている。

葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可^レ王之地也。宜爾皇孫、就而治焉。行矣。寶祚之隆、當與^三天壤^{無^レ窮}者矣。

この『日本書紀 卷第二』、「神代下」の記述等に基づいて、元始祭は、年頭最初の大祭として明治四年十月二十九日に「四時祭典定則」に定められ、明治天皇は、翌明治五年正月三日、初めて元始祭を賢所並びに皇靈にて齋行なされた。そして、同日午後には、神祇官に行幸、八神・天神地祇をも御親拝になられたのである。この「元始祭」は、翌明治六年には宮中にて、三殿（賢所内々陣、賢所内陣、賢所御拝殿）御親祭となつて、正式に確立された。

三．皇室祭祀「元始祭」創始の思想的源流

皇室祭祀「元始祭」の創始は、基本的には、『日本書紀』（七二〇）に示される天照大神の「天壤無窮の神勅」に発するものであるから（もちろん、『古事記』（七二二）他の古伝承にも同様の記述がある）、「元始祭」創始に到るその思想的源流を把握する一つの手法としては、この「天壤無窮の神

勅」の精神が思想としていかに伝えられてきたか、その事例の流れを歴史上遡り、これを把握するという道がある。

『日本書紀』が第四十四代・元正天皇に進奏された翌年（七二二）から、朝廷では、親王、太政大臣以下重臣達の陪聴の下、博士や廷臣達によつて『日本書紀』の講書（講筵）が始まった。平安時代にはそれが公的な行事となつた。その結果、「養老五年（七二二）私記」から「康保二年（九六五）私記」までの、多くの「講書の覚書」が残された。それらの成果は、卜部兼方編著の『釈日本紀』二十八卷（鎌倉中期・後期）となつて結実する。応仁の乱後、皇室の式微は空前絶後のものとなるが、第百三代・後土御門天皇は、文明十二年（二四八〇）、『日本書紀』の講書を再興し、吉田兼俱を召して神代巻を進講せしめられた。慶長四年（一五九九）には、第百七代・後陽成天皇の聖旨により、『日本書紀』神代巻上下が印刷・刊行された。世にいう「慶長勅版本」である。

朝廷では、天照大神を主祭神とする祭祀と儀式が、古くから確立されていた。「新嘗祭」は上古より齋行されていたが、第四十代・天武天皇の御代には、「大嘗祭」が創始され（六七三）、第四十一代・持統天皇の御代には、神宮の「式年遷宮」が創始された（内宮六九〇、外宮六九二）。また、第四十四代・元正天皇の靈龜二年（七一六）六月には、月

次祭の夜に行われる「神今食」が創始され、養老五年（七二二）には、既に「伊勢例幣使」の制度（宮中神嘗祭の前身）が確立されていた。毎朝の重儀たる「石灰壇の御拜」は、第五十九代・宇多天皇（御在位八八七―八九七）の御代には開始されていた。また、第六十六代・一条天皇の長保四年（二〇〇二）十二月には、賢所御神楽が創始された。これらの宮中行事には中絶を余儀なくされた時期もあったが、歴代天皇は、「祭儀」という具体的な行事を通して直接天照大神に真向かわれ、その御心を仰いでおられたのである。

遡って、大化元年（六四五）八月五日には、第三十六代・孝德天皇が、東国の国司達に詔を渙発せられた。その詔の冒頭に「天神の奉け寄したまひし隨に、方今始めて將に萬國を修めむとす」とあって（『日本書紀』）、大化の改新政治が、「天神（筆者註・天照大神）の事依さし」に添うべきものである旨が宣言されている。また、第四十五代・聖武天皇の即位の宣命（七二四）にも、同様の表現が用いられている（『續日本紀』）。

一方、歴代天皇の御製には、「天の石窟の故事」についての御作を含めて、天照大神を仰ぐ御詠が多数存在する。^{（9）}「天壤無窮の神勅」または「天孫降臨」に関連して詠ぜられたと判断される御作には、第九十代・龜山天皇、第九十一代・後宇多天皇、第九十二代・伏見天皇、第九十五代・

花園天皇、第九十七代・後村上天皇、第九十八代・長慶天皇、第一百二代・後花園天皇、第一百三代・後土御門天皇、第一百四代・後柏原天皇、第一百五代・後奈良天皇、第一百七代・後陽成天皇、第一百八代・後水尾天皇、第一百十一代・後西天皇、第一百十二代・靈元天皇、第一百十五代・桜町天皇、第一百十六代・桃園天皇、第一百十七代・後桜町天皇、第一百十九代・光格天皇、第一百二十代・仁孝天皇、第一百二十一代・孝明天皇の各御製がある。

「百王相統」という言葉は『古事記』の序に既に見えるところであるが、この「百王」とは、本来は多数、無数という意味で使われ、「天壤無窮の神勅」と一体をなす思想であった。ところが、永承七年（一〇五二）に末法の世に入るとする末法思想の流行とともに、この「百王思想」は、百代目の天皇のときに国が乱れて滅亡することを予言したものと解釈されるようになり、保元の乱（一一五六、平治の乱（一一五九）等、内乱の打ち続く中で、この「百王思想」は大きな影響力を有するようになった。平田俊春氏の論証によると、六国史（七二〇―九〇二）の後に現われた国史は、いずれも『日本書紀』の本文の立場を受けて「天壤無窮の神勅」を軽視し、あるいは仏教史観により皇運の衰頹を必然的なこととして論じてきた。一方、『延喜式』（九二七）の「祝詞」は天壤無窮の皇運を祈り、また、『古語

拾遺』(八〇七)や『旧事本紀』(九世紀後半)によって、この「天壤無窮の神勅」の精神は継承されていた。⁽¹⁰⁾蒙古襲来(二七四、一二八)の際の二度にわたる暴風雨は、祈願成就の神風であったと信じ、我が国は神の加護する神国であるという神国思想が大いに勃興したが、そのような中で「天壤無窮の神勅」という皇位の永続を保障する伝統精神は、伊勢神道の「神道五部書」を中心に開花する。伊勢外宮の祠官・度会家行著『類聚神祇本源』(一二三〇)は、第九十六代・後醍醐天皇に献上された。

この時代に注目されるのが、公卿・北畠親房が著わした『神皇正統記』である。親房の『神皇正統記』執筆への取り組みについては、平田俊春氏が詳細に論証・論述している。⁽¹¹⁾それを紹介すると以下のようになる。北畠親房に深く影響を及ぼした書は、前述の『類聚神祇本源』であり、家行の『珊瑚璣集』(一二三〇～一二三七)である。親房は、自著『元元集』(一二三七～一二三八)と『仏祖統記』(南宋の僧・志磐の著、一二六九)を基にして、伊勢にて国文(和文)の神代史である『紹運篇』(一二三八)を著わした。これと『皇代記』(親房が参考にした書そのものは不詳である)、並びに『仏祖統記』を基にして、延元四年(一二三九)秋、常陸の国、筑波山麓小田城において、国文の歴史書としては初めて、神代史を冒頭に置いた日本通史である『神皇正統

記』の初稿本を執筆した。さらに興国四年(一二四三)七月には、同国関城において、それを修訂して現在の「流布本」を作った。親房は、伊勢神道によって神道へ導かれ、自ら『日本書紀』、『旧事本紀』、『古語拾遺』等を研究してこれらの諸書相互の間に、またその書自体の中にも矛盾するところがあることに気付いた。関城の孤軍苦闘中の思索を通してこれらの諸書を批判分析し、また共通点を見出すことにより、まず『日本書紀』の本文を根幹とし、その中に第一の「一書」の「天壤無窮の神勅」を取り入れ、また、第二の「一書」の「天忍穗耳尊への「宝鏡奉斎の神勅」をもその際、三種の神器を授けられたときのものとして取り入れた。その結果、『日本書紀』の成立以来、長い間、不安定な取り扱いを受けてきた「天壤無窮の神勅」は、ここに初めて神代史の中に正しく位置づけられたのである。親房は、皇祖・天照大神より三種の神器を授けられた天皇が、神器に象徴される三徳を合わせて統治されることにより、天照大神の御加護を得て子孫が無窮に発展して正統となる一方、不徳の天皇は御加護を得られず子孫が絶えていることを皇位継承の跡を通して論じ、第九十七代・後村上天皇の君徳涵養に資しようとしたのである。これにより、百代で滅亡すると解する絶望的百王思想や末法思想を痛烈に批判し、我が国の皇位永続の伝統精神を顕彰したのであった。

ここに『日本書紀』、『古語拾遺』、『旧事本紀』の神代史の諸説が「一決」した形となつて、それが近世以降、世に広く流布された。特に幕末になると、『神皇正統記』は多くの志士達に愛読されたのである。

近世に、伊勢神道並びに『神皇正統記』の影響を深く受けた人物に、山崎闇斎がいる。闇斎は、明暦元年（一六五五）、「伊勢大神宮儀式序」を著した。その書において「天壤無窮の神勅」を力強く掲げ、「是れ王道の元なり」と説いている。⁽¹²⁾『大日本史』は、明暦三年（一六五七）、徳川光圀の命により編纂が開始され、文化七年（一八一〇）、最初の刻本三十六巻が水戸藩主徳川治紀から朝廷に献上された。その「巻之一」神武天皇の条の冒頭部には、「天壤無窮の神勅」が掲げられている。後期水戸学の代表的人物・藤田幽谷は、文政九年（一八二六）に青山延于著の『皇朝史略』に「序文」を寄せ、その中で、『大日本史』と『神皇正統記』とは、代を異にするが、調を一にしたもの⁽¹³⁾と、二書を讃歎・賞揚した。その子・藤田東湖は、徳川斉昭の命により、斉昭に代つて『弘道館記』を起草した。天保八年（一八三七）のこととされている。さらに、その含意を人々に十分に呑み込ませるために、『弘道館記述義』を執筆した。修訂を経て完成したのは弘化四年（一八四七）である。東湖は、その中で「寶祚之を以て無窮」（原漢文）について

詳しく解説し、「天壤無窮の神勅」を宣揚した。⁽¹⁴⁾一方、国学の大成者・本居宣長は、寛政二年（一七九〇）、『古事記伝』一之巻の一章として「直毘靈」を世に問うた。その冒頭に天照大御神の神勅「皇大御国は、（中略）万づ千秋の長秋に吾が御子の治ろしめさむ国なり」を記し、「天津日嗣高御座の、天地の共動かぬことは、既^はくここに定まりつ」と述べている。⁽¹⁵⁾以上の崎門学、水戸学、国学を主流とする勤皇思想の流れは、薩長をはじめとする各地の志士達に大きな影響を与え、やがてこの奔流は、明治維新に向かって流れ込む。

四・皇室祭祀「紀元節祭」の創始

『明治天皇紀』明治五年十一月十五日の条には、皇室祭祀「紀元節祭」の創始を告げる太政官布告第三百四十二号、並びに第三百四十四号に関する次の記述がある。⁽¹⁶⁾

改暦の挙あるや、廷議紀元を立つるに決し、天裁を仰ぐ、乃ち今明治五年を距ること二千五百三十一年、神武天皇の橿原宮に即位したまへる辛酉の年を以て紀元元年とし、且即位の日一月二十九日^{（後、二月十日に改む）}を祝日と定めて祭典を行ふことを恒例と為したまふ、是の日、之れを公布す、
○太政官日誌、法令全書、法規分類大全

前述した「四時祭典定則」には、紀元節祭は含まれてい

なかった。明治四年のその段階では、祭典自体がまだ創始されてはいなかったからである。明治五年十一月十五日発出の前述の太政官布告二つを、以下に示す。

(太政官布告第三百四十二号)

今般太陽曆御頒行 神武天皇即位ヲ以テ紀元ト被定候
ニ付其旨ヲ被為告候為メ來ル廿五日御祭典被執行候事
(太政官布告第三百四十四号)

第一月二十九日 神武天皇御即位相當ニ付祝日ト被定
例年御祭典被執行候事

『明治天皇紀』明治五年十一月二十五日の条には、太政官布告第三百四十二号で布告された祭典に関する、次の記述がある。

神武天皇即位の年を紀元元年とし、即位の日に當れる
一月二十九日を祝日と治定せるを以て、親しく之れを
告げたまはんとし、是の日、吹上御苑に假に神殿を設
け、神籬を樹てて神武天皇の尊靈を鎮斎し、午前九時
御拜あらせらる。

また、明治六年一月四日には、以下の太政官布告第一号
が発せられた。

今般改曆ニ付人日上巳端午七夕重陽ノ五節ヲ廢シ 神
武天皇即位日天長節ノ両日ヲ以テ自今祝日ト被定候事
明治天皇は、明治六年一月二十九日、初めて、紀元節祭

相当の祭典（明治六年のみ神武天皇即位御祭典と呼称）を、皇
靈を開扉して親祭なされた。そして、三月七日、式部寮の
稟申を納れ、神武天皇即位の祝日を紀元節と称せしめられ
たのである。

初代・神武天皇に直接的に係る祭典には、崩御日に斎行
される「神武天皇祭」と、即位日に斎行されるこの「紀元
節祭」とがあつた。明治五年までは、神武天皇祭の「夕の
御祭典」に御神樂が奉奏されていたが、紀元節祭が創始さ
れた明治六年以降は、紀元節祭の「夕の御祭典」の方で御
神樂が奉奏されることに変更された。その結果、明治六年
の神武天皇祭では御神樂は行われず、祭祀のみが行われる
こととなった。しかし、それでは御神樂が奉奏される孝明
天皇祭（先帝祭）と比較して神武天皇祭があまりにも軽い
扱いになってしまふということで、明治七年より、神武天
皇祭の「夕の御祭典」には東遊（東遊）が行われることにな
ったのである。¹⁾このことから、明治六年以降においては、
紀元節祭の方が神武天皇祭より重んじられていたことが分
かる。すなわち、「四時祭典定則」で「最高の大祭の一つ」
と定められていた神武天皇祭よりも、後に制定されたこの
紀元節祭の方が、上位に処遇されたのである。すなわち、
紀元節祭は、創始当初から「最高の大祭の一つ」であつた。
紀元元年の設定は、『日本書紀 卷第三』、「神日本磐余彦

天皇」の中の、次の記述に基づいている。⁽¹⁸⁾

辛酉年春正月庚辰朔、天皇即_三帝位於橿原宮。是歲爲_三天皇元年。

五・皇室祭祀「紀元節祭」創始の思想的源流

維新政府は、『日本書紀』の記述に基づいて、この神武天皇御即位の年を我が国の公的な暦年の開始年（紀元元年）と定めたのである。従って、「紀元節祭」創始の思想的源流を歴史を遡り、これをたずねるとすれば、明治維新以前に、果たして神武天皇御即位を記念追憶する精神が存在していたのか、あるいは、その精神の一つの発露たる「神武天皇即位紀元〇〇〇〇年」という紀年法またはそれに類する表現が、明治維新以前に用いられることがあったのか、ということを確認する作業となる。

『日本書紀』は、全三十巻のうち「巻第一」、「巻第二」を神代巻とし、第一代・神武天皇の御事蹟を、神代巻ではない「巻第三」として記述した。そして、「巻第三」以降の歴史を編年体で叙述した。同時に、それ以前の天孫降臨から神武天皇御東征開始までの年数を、「一百七十九萬二千四百七十餘歳」と悠遠長大に表現して、神武天皇より以前は神代の事蹟であることを明示したのである。また、『神皇正統記』は、國常立尊以下を天神七代とし、天照大

神を地神第一代として地神五代の筆頭に置いた。そして、神武天皇を「神代」ではなく「人ノ代」の「人皇第一代」として顕彰した。『大日本史』は、さらに徹底して、第一代・神武天皇の御事蹟から筆を起こした。しかし同時に、神武天皇の条で、天照大神以降の皇祖の系譜を、重要な天孫降臨の場面から説き起こして略述している。以上の三書に共通して見られるものは、天照大神を至高至貴の皇祖神として仰ぐ一方、神武天皇を「神代」ではない「人ノ代」における第一代の天皇として仰ぐとする心性である。

『日本書紀』に次の二つの記述がある。すなわち、大化三年（六四七）四月二十六日に、第三十六代・孝德天皇は、庸調を課される詔を発せられた。その詔には古を回想され「始治^{はつくりしめみち}國皇祖」という言葉が用いられている。この「皇祖」とは神武天皇を指したものと解釈されている（例えば、飯田武郷著『日本書紀通釋』巻之五十九）。また、壬申の乱（六七二）の時に、第四十代・天武天皇の側に「神日本磐余彦天皇の陵に馬及び種々の兵器を奉れ」との神託があった。そこで、託宣の通りに御陵を祭り拝ましめ、それらを奉納したと記されている。この記述は、その当時、神武天皇が崇敬の対象とされており、神武天皇陵も整然としていたことを示すものと考えられる。なお、『延喜式』（九二七）巻第二十一の諸陵寮の条には、神武天皇陵として「畝傍山東

北陵」の名とその所在地、広さ等が明記されている。

神武天皇の御即位を追憶する朝廷行事と考えられるものに、「朝賀（朝拝）ノ儀」がある。これは、天皇が、正月元日の朝に大極殿に出御し、皇太子以下百官の拝賀を受ける儀式である。その様子は、「さながら御即位式」、従って「その濫觴としての神武天皇の御即位式」を想起させるものがあった。所功氏によると、この朝賀は、もともとシナ伝来の儒教的な礼式であって、大化二年（六四六）から大宝に至る間に形を整え、奈良時代から平安前期にかけて、歳首の主要な朝儀として盛大に執り行われていた。しかし、平安中期に入る頃から行われなくなり、清涼殿における小朝拝がそれに替わるものになったという。⁽¹⁹⁾第九十七代・御村上天皇には、「朝拝の心」を題材にして橿原の御代の初めての即位式を偲びつつ詠ぜられた、有名な次の御製がある（『新葉和歌集』）。

高御座とばかりか、げてかしはらの宮のむかしもしるき

春かな

近世の第百七代・後陽成天皇は、平生、「従⁽²⁰⁾神武百余代孫」と自署しておられたという。また、第百二十一代・孝明天皇にも、「百廿二代孫統仁」と自署されたものがある⁽²¹⁾（陽明文庫所蔵『系桜の宸翰』）。文久三年（一八六三）二月二十四日、この孝明天皇は、神武天皇陵に勅使を御差遣、

山陵修補を開始する旨の宣命を奉告せしめられた。同年三月二十八日には、同山陵に外患調伏を祈られる宣命を、また、同年十二月八日には、山陵修補の完工を報告し、併せて外患調伏を祈られる宣命を奉告せしめられた。さらに、翌元治元年（一八六四）五月八日、並びに、元治二年（一八六五）三月十一日には、神武天皇陵に国難平定を祈らせられる宣命を、それぞれ勅使をして奉告せしめておられる。⁽²²⁾

一方、幕府の側では以下の動きがあった。すなわち、幕府政権の祖・源頼朝は、開幕十年前の養和二年（一一八二）二月八日、御願書を伊勢の内宮に奉納した。その書中に「頼朝が遠祖を訪ぬれば、神武天皇初めて、日本國豊葦原水穗に、濫觴せしめて、五十六代に相當れる、清和天皇の第三の孫より武藝に携りて、國家を護り、衛官に居て、朝威を耀かす。」（原漢文）とある。⁽²³⁾頼朝は、第一代・神武天皇を強く意識していた。

元禄七年（一六九四）秋、將軍綱吉の召致を受けて江戸に滞在していた徳川光圀は、神武天皇陵等の修補、並びに、宏麗美を尽した神殿を創建し神武天皇を奉斎すべき旨を建言しようとして、家臣の儒者・森尚謙（儼塾）に命じて上表文起草せしめたという。⁽²⁴⁾尚謙のその文に、「夫れ神武天皇吾が大八洲を開きたまひ、兇徒を殄尽し、洪基を創造し、其の功德巍々として万世之を仰ぎまつる、宜しく彌々

その廟を敬し、彌々其の祭を嚴にし、威靈を億兆に光被すべきもの也、(中略)世人神祖天照大神を拝するを知りて、而して帝祖神武天皇を拝することを知らず、近世の陵墓を敬するを知りて先王の山陵を敬するを知らず。」(原漢文)とある(『儼塾集』)。また、三年半後の元禄十一年(一六九八)三月に、尚謙が世子の学問に資するために執筆したという『二十四論』中の、「日本、唐に優る八」の「一 皇祚」の項には、「恭しく惟ふに、我が大日本は、天神七代、地神五代、其の嗣を神武天皇と稱し奉る。其の即位元年辛酉より今元禄十一年戊寅に至るまで二千三百五十八年。皇嗣承繼、聖代の數一百十四代(後略)」とある。⁽²⁵⁾尚謙にあつては、「帝祖・神武天皇」は極めて強く意識されていた。

徳川斉昭は、この光圀の念願を回顧し、事を神武天皇陵の本格的修補に絞って、天保五年(一八三四)に、来たる皇紀二千五百年(天保十一年)の記念事業としてこれの実現を図るべく幕府に建議した。この修陵事業は、文久三年(一八六三)に宇都宮藩によって実現する。前述した孝明天皇の神武天皇陵勅使御差遣がそれである。

藤田東湖の『弘道館記述義』(一八四七)には、次の記述がある。⁽²⁶⁾すなわち、「正史の紀年は神武天皇辛酉元年に始まる、辛酉より今に至る迄、二千五百有餘歳、神代を通じて之を算すれば、凡そ幾千萬年なるをしらざるなり」(原

漢文)。この時点で、東湖は、実に明快に「神武天皇即位紀元」を宣揚している。

津和野藩士・大國隆正の『本學舉要』(一八五四—一八五五)には、次の記述がある。⁽²⁷⁾

西洋は、本をとりたがへてありといふは、國王を本にたてずして、教主をもとにたつるをいふ。西洋にて紀元千八百五十年といふは、教主を本にしていふなり。これをもてしるべし。

おのれはこれに反して、日本國の國体をあらはし、神武天皇を本として、中興紀元(引用者註・神武天皇即位紀元のこと)二千五百年といふ紀號をたて、異言の人には、ものいはまほしくおもふことなり。

隆正が、神武天皇即位紀元(皇紀)とキリスト降誕紀元(西暦)を対比して、両紀元の本質的な相違に論及している点は、注目に値する。隆正は、その著『馭戎問答』(一八五五)において、我が国の歴史には大きな節目となつた十度の「革運」があつたとし、神武天皇の御即位は、「第三革運」に当るとした。⁽²⁸⁾この『馭戎問答』は、安政二年(一八五五)に、東湖によつて内々に斉昭に献上されている。⁽²⁹⁾民衆レベルでの記録には、天保八年(一八三七)に決起した大塩平八郎の檄文がある。そこには、「天照皇太神」の名とともに、「中興 神武帝」の名が認められていた。⁽³⁰⁾

慶応三年（一八六七）十二月九日、王政復古の大号令が渙発せられた。「諸事神武創業ノ始ニ原ツキ」とあるように、「神武創業ノ始」に回帰することが標榜されたが、この決定に与って力があつたのは、大國隆正の門人であり、岩倉具視の賓師であつた玉松操である。操曰く、「王政復古ハ務メテ度量ヲ宏クシ、規模ヲ大ニセンコトヲ要ス。故ニ官職制度ヲ建定センニハ、當サニ神武帝ノ肇基ニ原ツキ、寶宇ノ統一ヲ圖リ、萬機ノ維新ニ從フヲ以テ規準ト爲スヘシ」と。³¹維新政府は、ここに、「明治創業」を目指して新政策を強力に推進し得る、「神武創業」に基づく精神的基盤を獲得したのである。

神武天皇即位紀元の使用例については、先学の研究が多数ある。³²使用例の初見は、『日本書紀』の編纂後九十年にして用いられた『歷運記』の記述のようである。平田篤胤はこの書名を『弘仁暦運記』と記して「曆」の字を用いているが、『歷運記』が正しいようである。この書は弘仁二年（八一）に撰述された。しかし、今日は現存せず、その一部が『延喜式』の目録の次、序の前に引用されている。³³「從天皇元年辛酉、至今上弘仁二年辛卯、合一千四百七十七年也」と記述され、神武天皇御即位から弘仁二年までをこのように計算している。³³神武天皇即位紀元を意識した人物の一人に、北畠親房がいる。親房は、『神皇正統記』の

第十代・崇神天皇の条で「神武元年辛酉ヨリ此已丑マデハ六百二十九年」と書いており、また、第二十二代（今日では第二十一代）・雄略天皇の条では、外宮の鎮座について「垂仁天皇ノ御代ニ、皇大神五十鈴ノ宮ニ遷ラシメ給シヨリ、四百八十四年ニナムナリニケル。神武ノ始ヨリスデニ千百餘年ニ成ヌルニヤ」と記している。³⁴

神武天皇の御即位を記念追憶する思想（神武天皇による「天皇統治の大業の開始」を顕彰しようとする思想）の流れは、明治維新を迎えて「天皇統治の大業の親裁」に回帰することを促すことになる。

六・皇室祭祀における「元始祭」、「紀元節祭」の処遇の変遷

皇室祭祀「元始祭」並びに同「紀元節祭」は、以上見てきたように、その創始根拠を『日本書紀』の記述に置いている。元始祭は、開国（皇位の遠源）を斎う祭典として、また、紀元節祭は、紀元の定立（皇位の創始、すなわち、天皇統治の大業の開始）を斎う祭典として、それぞれ最高の格式を持つて斎行されていた。そして、明治四十一年九月十八日公布の「皇室祭祀令」では、当然のことながら、二祭は「大祭」と規定されたのである。紀元節祭は、昭和二年までは皇靈殿のみの御親祭であつたが、昭和二年十月十四

日の「皇室祭祀令」の一部改正によって、昭和三年からは、昼の御祭典が三殿（賢所、皇靈殿、神殿）にわたる御親祭に拡張された。⁽³⁵⁾ 両祭は、戦後の昭和二十三年九月までは、「大祭」としては二つだけ三殿にわたる祭典として、それぞれ、それぞれ「最高の大祭の一つ」であった。

ところが、昭和二十三年七月二十日の「国民の祝日に関する法律」の公布に伴って、皇室祭祀にも検討が加えられることになった。昭和二十三年十月八日付宮内府庶務課長名の「皇室祭祀等実施に関する伺」に対する十月十日付「伺定」で、元始祭等の大祭は、そのほとんど全てが従前通り「大祭」として行われることになった。しかし、紀元節祭のみは、これ以後停止となつて今日に到っている。⁽³⁶⁾（なおこの時、小祭「明治節祭」も停止となつた）ただし、十月十日付の「伺定」で、停止となつた紀元節祭等の当日には、三殿に臨時御拝のこととされた。そこで、昭和天皇は、昭和二十四年二月十一日に「臨時御拝」を旬祭と同じ作法で御斎行になった。⁽³⁷⁾ 旬祭とは、「小祭」より一段格の低い祭典である。これ以降、二月十一日の「臨時御拝」は旬祭の作法で続けられ、平成の今日も、同様に斎行されている。

七. 神宮祭祀における「元始祭」、「紀元節祭」の処遇の変遷

神宮での元始祭は、明治六年一月三日が初度である。

「神嘗祭由貴の大御饌」に倣つて、明治五年十一月二十六日に制定された神宮元始祭式に則り、祭典が厳かに執り行われた。⁽³⁸⁾ 神宮では、明治四年九月に神御衣祭・神嘗祭を大祭に、天長節祭以下七つの祭典・神事を中祭と定めているので、⁽³⁹⁾ 初度の元始祭は「大祭」であつたことが分かる。この初度の元始祭を実現させた伺書は、明治五年十一月七日付の以下のものであり、十一月二十七日に伺の通り決裁・許可されていた。⁽⁴⁰⁾

神宮元始祭御取行之伺

御一新後 朝廷ニ於テ元始祭被行候ニ付而者、神宮ニ於テ右御祭典無之而者御不都合ト相考候条、以来御取行有之度、依之朝廷之御祭典ニ照準シ別典之通見込相立此段相伺候、至急御差図有之度候也

この伺書は、神宮少宮司・浦田長民、同大宮司・北小路随光の署名で、大木教部卿、宍戸教部大輔、黒田教部少輔の三者宛てに出されている。神宮の「元始祭」は、宮中にて同祭が斎行される故を以て創始されたのである。

一方、明治六年一月二十九日には、神宮で初めて、神武

天皇御即位日奉祝の御饗が、天長節祭と同じ次第に則り供進された。⁽⁴⁾すなわち、初度の紀元節祭相当の祭典（この時にはまだ紀元節という名称は用いられてはいない）は、中祭扱いであったのである。この紀元節祭相当の祭典を実現させたのも、神宮少宮司・浦田長民の教部省への以下の伺であった。⁽⁴⁾これは、前述した明治六年一月四日発出の太政官布告第一号に合わせるべく執られた措置であった。この伺は、明治六年一月九日付で大木、宍戸、黒田の三者宛に出されており、一月三十日に、伺の通り決裁・許可されている。

神宮神饗之儀二付伺

従前之五節句 神宮御祭典神饗供進致来候処、今般之御布告ニ照準右相廢シ、神武天皇御即位日天長節之兩日而已供進致度、此段相伺候、至急御指揮有之度候也
神宮の本格的祭式集である『神宮明治祭式』は、明治十年十二月十一日に十九冊の印刷本が出来たので、上表文を添えてその奏上方を内務卿大久保利通へ願ひ出た。『神宮明治祭式』は、この段階ではほぼ完成を見ている。祭典の格式として大・中二祭を挙げ、その他を小祭と見做している。元始祭（元始祭大御饗）は「大祭」、紀元節祭（紀元節大御饗）は「中祭」と規定された。⁽⁴³⁾

ところが、明治二十七年五月九日、内務省訓第三百二十

七号が神宮司庁に対して発令され、祭祀が「大祭」と「公式ノ祭祀」に区分けされた。その第二条で、神宮での元始祭は「大祭」ではなく「公式ノ祭祀」と位置づけられ、また、紀元節（祭）も、「公式ノ祭祀」と位置づけられた。⁽⁴⁴⁾「公式ノ祭祀」とは、後年の「中祭」のことで、従って、元始祭は、この時点で従来の「大祭」から格が一つ下がり、「中祭扱い」になったと判断される。

大正三年一月二十四日（官報 一月二十六日）には、「神宮祭祀令」（勅令第九号）が公布され、その第三条に、元始祭、並びに紀元節祭は、ともに「中祭」と規定され、大正三年四月一日よりこれらは施行された。

戦後は、被占領下の昭和二十一年一月から二月にかけて、従前の神宮に関する法規がごとく廃止された。二月二日には、神宮は国家の行政から完全に分離させられ、以後、一宗教法人（私法人）となった。同日、神宮達第一号を以って「神宮規則」が示達され、その第八条に、元始祭と紀元節祭は「中祭」とする旨が規定された。⁽⁴⁵⁾

ところが、昭和二十三年七月二十日に「国民の祝日に関する法律」が公布され、従前の祭日および祝日が廃止された。それに伴い、神宮では昭和二十三年十月二十日に神宮告示第十三号を以って、元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭、春季皇霊祭遙拝、神武天皇祭遙拝、秋季皇霊祭遙

拝、大正天皇祭遙拝を廃止した。⁽⁴⁶⁾

昭和四十一年六月二十五日、国民の祝日として建国記念の日を政令で定めるとする改正祝日法が公布され、昭和四十一年十二月九日には、「建国記念の日は、二月十一日とする」旨の政令第三百七十六号が公布された。これを好機として、神宮では、昭和四十一年十二月二十八日に、神宮告示第十七号を以って元始祭を復活させた。さらに、翌昭和四十二年二月四日には、神宮告示第一号を以って、二月十一日の祭典「建国記念祭」を制定した。これらの二祭は、祭式次第を歳旦祭に準じて執り行うことから、中祭として復活並びに制定したものと見做し得る。⁽⁴⁷⁾以後、神宮では、元始祭並びに建国記念祭を、「中祭」たる恒例祭として処遇し、今日に到っている。

八・神社祭祀における「元始祭」、「紀元節祭」の処遇の変遷

明治五年十一月二十三日、太政官式部寮から、元始祭式、孝明天皇遙拜式、神武天皇即位遙拜式に関する達第三百五十八号が布達された。⁽⁴⁸⁾その中の「官幣國幣社并府縣社元始祭式」には、以下の文言が記されていた。

一月三日宮中神殿ニ於テ 賢所并八神天神地祇御歴代皇靈ヲ御親祭在セラル是天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀リ給

フ義ナルヲ以テ之ヲ元始祭ト稱ス地方ニ於テモ此大典ヲ遵奉シ官社以下祭祀ヲ修シ官員及ヒ人民悉ク參拜スヘシ

その達には、「郷村社元始祭式」、「孝明天皇御陵遙拜式」、「神武天皇（即位）御陵遙拜式」も示されていた。「神武天皇御陵遙拜式」に示された文言は、以下の通りである。

神武天皇御即位紀元ノ日新曆一月二十九日相當ニ付每歳御祭典御遙拜在セラル依テ御趣意ヲ遵奉シ上下一同

遙拜スヘシ

敷設等
皇例ニ準ス
孝明天

神社祭祀においては、天皇が宮中で親祭なされる故を以って、明治六年一月のこの段階では、「元始祭」を祭祀として執り行い、紀元節相当日には遙拝を行っていたことが分かる。

明治八年四月十三日、式部寮達「神社祭式」が、各官國幣社へ布達されるべく太政官式部寮から各府県宛に下達された。それによると、官國幣社においては、御幣物が班たれ、かつ「地方ノ長官」あるいは「地方ノ次官」が参向する「祈年祭」、「新嘗祭」、「例祭」の三祭は、特別扱いで最上位に置かれ、「元始祭」祭典、並びに「紀元節」遙拝は、その下位の格式である「官國幣社通式」中に分類されていた。⁽⁴⁹⁾この式部寮達でも、天皇が宮中にて元始祭並びに紀元節祭を親祭なされる故を以って、祭典あるいは遙拝が官國

幣社においても執行されるべき旨が、明快に述べられている。

明治二十七年五月九日には、内務省訓第三百二十七号が道庁府県に対して発令され、神社の祭祀は、「大祭」と「公式ノ祭祀」に区分された。⁽⁵⁰⁾元始祭並びに紀元節遙拝は、「大祭」より一段格の低い「公式ノ祭祀」中に分類された。「公式ノ祭祀」とは、後年の「中祭」に相当する。また、「遙拝」も、この時点では「祭祀の一つ」と分類されていた。「祭祀」の概念規定が、今日より広義であったのである。

大正三年一月二十四日（官報 一月二十六日）、勅令第十号として「官國幣社以下神社祭祀令」が公布された。その第三条で、元始祭並びに紀元節祭はともに「中祭」と規定され、大正三年四月一日よりこれらは施行された。大正三年四月一日には、陸軍省令第二号として「靖國神社祭式」が公布され、同日より施行された。この省令でも、元始祭並びに紀元節祭は、ともに「中祭」と規定された。⁽⁵¹⁾大正三年・内務省神社局発出の「祭祀令並神社祭式ノ改正要項」を見ると、大正三年の「官國幣社以下神社祭祀令」の発令を以って、大方の神社は、それまで「祭祀の一つ」と分類され、かつ、「中祭」扱いとされて来た「紀元節遙拝」をとりやめて、「紀元節祭」という名称の「中祭」の祭典を

新たに創始し、これを齋行することになったことが分かる。この制度は、昭和二十一年一月十五日に勅令第二十二号を以って「官國幣社以下神社祭祀令」が廃止されるまで続くことになる。

昭和二十一年二月二日、被占領下で神社祭祀の官制が廃止され、翌二月三日、神社本庁が、新たに包括団体として設立された。昭和二十一年二月二十三日には神社本庁設立総会が開かれ、そこで議決された「本庁庁規 第五章神社 第一節祭祀」（本庁庁規の日付は、遡って昭和二十一年二月三日付）の第六十五条に、元始祭並びに紀元節祭は「中祭」と規定された。⁽⁵³⁾ところが、昭和二十二年三月十七日から三日間にわたって開催された神社本庁第二回評議員会において、本庁庁規が根本的に改訂された（新庁規の日付は、昭和二十二年三月二十六日付）。これは、被占領下の過酷な情勢⁽⁵³⁾のもとで已むを得ず採られた非常の措置であったが、この結果、神社祭祀においては、元始祭並びに紀元節祭は廃止されてしまうことになった。

昭和四十一年十二月九日、政令第三百七十六号が公布され、建国記念の日が二月十一日と定められた。これに伴って、昭和四十一年十二月十九日、「国民の祝日当日神社に於ける祭儀取扱に関する件の一部を改める件」が本庁通達第七号として示達された。そこには、「二月十一日 建国

記念の日」という言葉の下に、「建国記念祭」と「紀元祭」という新しい二つの祭名が、丸カッコ付きで併記されていた。⁽⁵⁶⁾

昭和四十六年六月十五日、本庁規程第五号を以つて祭祀規程の全部が、晴れて全面改定された。この神社祭祀規程の第三条に、「元始祭」並びに「紀元祭（紀元節祭ではない）」が中祭と規定されて復活し、これらは昭和四十六年七月一日から施行されて、今日に到っている。⁽⁵⁷⁾

九．まとめ（今日における課題）

皇室祭祀「元始祭」並びに同「紀元節祭」は、明治五年と六年に、「皇位の尊厳」に深く係る重要な祭典として、それぞれ皇室祭祀における「最高の大祭の一つ」として創始された。二祭のうち「元始祭」は、その後一度も変更されることなく、今日まで「大祭」として斎行されて来ている。しかし、「紀元節祭」の方は、被占領下の昭和二十三年十月に停止させられた。翌昭和二十四年以降は、それに替わる天皇による「臨時御拜」が、同祭を引き継ぐ形で、「小祭」より一段格の低い「旬祭」の作法で年々斎行されて来ている。

一方、伊勢の神宮並びに各神宮・神社では、両祭またはそれに準ずる遙拝が、「天皇が宮中で親祭なされる故を

以つて」明治六年に創始され、明治二十七年五月以降は「中祭」扱いとされた。大正三年には「紀元節」遙拝が祭祀に変更されるとともに、元始祭並びに紀元節祭は、正式に「中祭」と規定された。戦後の一時期、両祭は廃止の憂き目に遭つたが、昭和四十年代に復活あるいは新たに制定されて今日に到っている。それらの中心たるべき皇室祭祀の一つ「紀元節祭」は、第一代・神武天皇の御即位を記念追憶するために、宮中における「最高の大祭の一つ」として復活あるいは制定されるべきではないか、筆者にはそう思われる。

註

- (1) 「皇室祭祀令」（内閣官報局編『明治年間法令全書（第四十一巻—2）』所載、原書房、平成元年）「皇室令」一一二頁。
- (2) 八束清貴「皇室祭祀百年史」（『明治維新神道百年史（第一巻）』所収、神道文化会、昭和五十九年）七二頁。
- (3) 多田好問編『岩倉公實記 下巻』（明治三十九年刊行皇居職蔵版・宮内省版の復刻版、書肆澤井、平成七年）九五—九五二頁。
- (4) 前掲多田好問編『岩倉公實記 下巻』九八二頁。
- (5) 野村傳四郎校訂『大國隆正全集 第一巻』（有光社、昭和十二年）一三九—一四〇頁。
- (6) 国立公文書館所蔵『太政類典』第二編第二百六十一巻、

教法十二・祭典一。

- (7) 前掲国立公文書館所蔵『太政類典』第二編第二百六十一卷。

- (8) 日本古典文學大系67『日本書紀 上』(岩波書店、昭和四十二年)一四七頁。

- (9) 小田村寅二郎・小柳陽太郎共編『歷代天皇の御歌』(日本教文社、昭和四十八年)一四三四頁。並びに、小田村寅二郎著『日本思想の源流―歷代天皇を中心に―』(日本教文社、昭和四十六年)一九七―二〇〇頁。

- (10) 平田俊春「天壤無窮の神勅の歴史の変遷―『古事記』より『神皇正統記』まで―」(神道文化会創立三十五周年記念出版委員会編『天照大御神(研究篇一)』所収、神道文化会、昭和五十七年)七〇―八二頁。

- (11) 前掲平田俊春「天壤無窮の神勅の歴史の変遷―『古事記』より『神皇正統記』まで―」九一―一〇一頁。並びに、平田俊春著『神皇正統記の基礎的研究』(雄山閣出版、昭和五十四年)一八四九頁。

- (12) 後藤三郎著『閭齋學統の國體思想』(金港堂書籍、昭和十六年)三一―三六頁。

- (13) 前掲平田俊春著『神皇正統記の基礎的研究』(雄山閣出版、昭和五十四年)八二―八三頁。

- (14) 高須芳次郎編著『藤田東湖全集 第二卷 弘道館記述義』(章華社、昭和十年)三七―四八頁。

- (15) 中村幸弘・西岡和彦編著『直毘靈』を読む―二十一世紀に贈る本居宣長の神道論―(右文書院、平成十四年版)九頁。

- (16) 宮内庁編『明治天皇紀 第二』(吉川弘文館、昭和四十四

年)七八六頁。

- (17) 国立公文書館所蔵『太政類典』第二編第二百六十二卷、教法十三・祭典二。

- (18) 前掲日本古典文學大系67『日本書紀 上』二二三頁。所功著『平安朝儀式書成立史の研究』(国書刊行会、昭和六十年)三九二―四二六頁。

- (19) 平田俊春「古代・中世における神武紀元の使用」(中山久四郎編『神武天皇と日本の歴史』所収、小川書店、昭和三十六年)一三五頁。

- (20) 藤井貞文「明治維新前後における神武天皇景仰の思想と紀元節の制定」(中山久四郎編『神武天皇と日本の歴史』所収、小川書店、昭和三十六年)一九〇―一九一頁。

- (21) 宮内廳藏版『孝明天皇紀 第四』(平安神宮、昭和四十三年)四一八―四一九頁、五三七頁、九二六―九二七頁。並びに、『孝明天皇紀 第五』(平安神宮、昭和四十四年)一八六―一九二頁、五〇二―五〇四頁。

- (22) 堀田璋左右著『譯文吾妻鏡標註 第一冊』(東洋堂、昭和十八年)一二八―一二九頁。

- (23) 名越時正「水戸学派における神武天皇回顧の思想」(中山久四郎編『神武天皇と日本の歴史』所収、小川書店)一五九―一七五頁。

- (24) 高須芳次郎編『水戸義公・烈公集(水戸學大系第五卷)』(井田書店、昭和十六年)三三二―三三三頁。

- (25) 前掲高須芳次郎編著『藤田東湖全集 第二卷 弘道館記述義』三八頁。

- (26) 前掲野村傳四郎校訂『大國隆正全集 第一卷』二九一―三〇頁。

- (28) 前掲野村傳四郎校訂『大國隆正全集 第一卷』一三九—一四四頁。
- (29) 前掲野村傳四郎校訂『大國隆正全集 第一卷』「大國隆正全集第一卷の首に」五頁。
- (30) 岡本良一著『大塩平八郎』（創元社、昭和五十年）一〇—一〇四頁。
- (31) 前掲多田好問編『岩倉公實記 下巻』五九—六二頁。
- (32) 例えば、日本文化研究会編『神武天皇紀元論—紀元節の正しい見方—』（立花書房、昭和三十三年）所収の、平田俊春「日本書紀の紀年と神武天皇即位の日について」（二六—一六〇頁）、久保田 収「中世における建国精神」（一九五—二〇七頁）、三木正太郎「近世における建国精神」（二〇七—二二五頁）、荒川久寿男「明治初年における創業の精神」（二二五—二四九頁）、並びに、中山久四郎編『神武天皇と日本の歴史』（小川書店、昭和三十六年）所収の、前掲平田俊春「古代・中世における神武紀元の使用」（二二—一三八頁）、中山久四郎「江戸時代における神武紀元の尊重」（二二九—一五八頁）、前掲名越時正「水戸学派における神武天皇回願の思想」（一五九—一七五頁）、前掲藤井貞文「明治維新前後における神武天皇景仰の思想と紀元節の制定」（一七九—二〇四頁）等がある。
- (33) 土田直鎮「公卿補任の成立」（『國史學』第六五号所収、昭和三十年）二二—二七頁。
- (34) 日本古典文學大系87『神皇正統記 増鏡』（岩波書店、昭和五十八年版）七二頁、八六頁。
- (35) 拙稿「皇室祭祀『紀元節祭』に関する一考察」（『國學院大學大學院紀要—文学研究科—』第四十輯所収、平成二十一年）三七—五四頁。
- (36) 大原康男著『神道指令の研究』（原書房、平成五年）一五三—一五六頁。
- (37) 鎌田純一著『皇室の祭祀』（神社本庁研修所、平成二十年版）七五—七七頁。
- (38) 胡麻鶴醇之「神宮百年の歩み 第一章 神宮の祭祀」（『明治維新神道百年史（第一巻）』所収、神道文化会、昭和五十九年版）三七六頁。並びに、前掲国立公文書館所蔵『太政類典』第二編第二百六十二巻。
- (39) 前掲胡麻鶴醇之「神宮百年の歩み 第一章 神宮の祭祀」三七〇頁。
- (40) 胡麻鶴醇之「神宮の祭祀」（神宮司庁編『神宮・明治百年史 上巻』所収、神宮司庁文教部、昭和四十三年）一九七頁、二〇三頁。
- (41) 前掲胡麻鶴醇之「神宮百年の歩み 第一章 神宮の祭祀」三七六頁。
- (42) 前掲胡麻鶴醇之「神宮の祭祀」二〇七頁。
- (43) 中西正幸著『神宮祭祀の研究』（国書刊行会、平成十九年）六一—一頁。
- (44) 前掲胡麻鶴醇之「神宮の祭祀」二三四頁。
- (45) 前掲胡麻鶴醇之「神宮の祭祀」二四〇頁。
- (46) 前掲胡麻鶴醇之「神宮の祭祀」二四〇頁。
- (47) 前掲胡麻鶴醇之「神宮の祭祀」二四一頁。
- (48) 前掲国立公文書館所蔵『太政類典』第二編第二百六十一巻。
- (49) 前掲国立公文書館所蔵『太政類典』第二編第二百六十一

卷。

- (50) 皇典講究所編『増補訂正現行神社法規』(皇典講究所國學院大學出版部、明治四十一年版)二六七頁。
- (51) 「靖國神社祭式」(内閣印刷局編『大正年間法令全書』(第三卷—4)所載、原書房、昭和六十一年)「省令」一三二—一四二頁。
- (52) 神祇院總務局監輯『最新神社法令要覽』(東京京文社、昭和十六年)二一一—二二三頁。
- (53) 長谷晴男編『神社祭祀關係法令規程類纂』(国書刊行会、昭和六十一年)九七—九八頁。
- (54) 前掲長谷晴男編『神社祭祀關係法令規程類纂』一〇一—一〇二頁。
- (55) 神社本廳編『神社祭祀關係規程 附解說』(神社新報社、平成十四年版)三頁。
- (56) 前掲長谷晴男編『神社祭祀關係法令規程類纂』一四二—一四三頁。
- (57) 前掲長谷晴男編『神社祭祀關係法令規程類纂』一四三—一四四頁。

(國學院大學大学院文学研究科博士課程後期)